

令和4年度一般会計補正予算（第2号）（案）について

【概要】

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う補正予算対応
 <低所得の子育て世帯生活支援特別給付金> 支給対象児童1人当たり5万円
 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯等を支援するため、特別給付金を支給（国庫10/10）

【総括表】

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の額
歳入・歳出	28,734,540	64,243	28,798,783

【歳出】

(単位:千円)

補正額	主な内訳
64,243	<p>○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等支給事業 64,243千円</p> <p>1 事業実施期間 令和4年6月9日から令和5年3月31日まで</p> <p>2 特別給付金 支給対象児童1人当たり50千円</p> <p>3 支給対象者</p> <p>(1) ひとり親世帯分</p> <p>①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方</p> <p>②公的年金等の収入により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている方</p> <p>③令和4年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給水準に下がった方</p> <p>(2) ひとり親世帯以外の世帯分</p> <p>①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方</p> <p>②(2)①のほか、対象児童の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方</p> <p>※対象児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合には20歳未満）の子及び令和4年4月から翌年2月末までに生まれた新生児</p>

4 支給児童数（見込）		
ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外の世帯分	
3(1)① 294 世帯 457 人	3(2)① 313 世帯 611 人	
3(1)② 4 世帯 7 人	<u>3(2)② 42 世帯 71 人</u>	
<u>3(1)③ 41 世帯 59 人</u>	計 355 世帯 682 人	
計 339 世帯 523 人		
5 支給日		
(1) ひとり親世帯分		
3(1)①の方：令和4年6月30日		
3(1)②、③の方：令和4年7月中旬から随時		
(2) ひとり親世帯以外の世帯分		
令和4年7月下旬から随時		
6 費用の内訳 (単位：千円)		
節名	金額	主な内訳
03 職員手当等	810	時間外勤務手当
10 需用費	150	事務用品、発送用封筒
11 役務費	333	郵便料、口座振替手数料
12 委託料	2,700	システム改修委託料
19 扶助費	60,250	特別給付金
7 事業の詳細		
【別紙参照】		

【歳入】

(単位：千円)

補正額	主な内訳
64,243	【国庫支出金】 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 64,243

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等支給事業の概要

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行うため、令和4年4月28日付け閣議決定に基づく国制度の特別給付金の支給を行う。

本制度は、令和3年度に実施した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等支給事業（ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外の世帯分）と同じ制度とすることで、迅速な給付金の支給を行う。

2 支給額

対象児童1人当たり 50千円

3 支給方法

積極支給：市から対象者に通知を発出し、辞退申出がない場合に支給する方法（申請不要）

申請支給：受給者からの申請書を審査し、支給要件を満たす場合に支給する方法（要申請）

4 支給対象者

（1）ひとり親世帯分

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方（積極支給）
- ②公的年金給付等受給により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている方（申請支給）
- ③令和4年4月分の児童扶養手当が支給停止となっている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給水準に下がった方（申請支給）

◎児童扶養手当が支給停止となる所得制限額の例

区分	家族構成	収入額		備考
		ひとり親+子1人	祖父母+ひとり親+子1人	
主たる生計維持者	収入額	3,400千円	3,975千円	扶養親族1人で算定 以後1人につき400～475千円を加算
	所得額	2,300千円	2,740千円	扶養親族1人で算定 以後1人につき380千円を加算

※下線は、主たる生計維持者

※所得制限額は、令和3年度課税により判定

(2) ひとり親世帯以外の世帯分

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方（積極支給）
- ②上記以外の対象児童の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方（主として高校生、公務員世帯、新生児）及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（申請支給）

◎個人住民税が非課税となる所得制限額の例

区分		家族構成		備 考
		夫婦+子1人	夫婦+子2人	
支給対象者	収入額	1,680千円	2,099千円	以後1人につき400千円を加算
	所得額	1,108千円	1,388千円	以後1人につき280千円を加算

※所得制限額は、令和4年度課税により判定

注1：『ひとり親世帯分』と『ひとり親世帯以外の世帯分』の両制度に該当する方について、併給は行わず、いずれか支給決定の早い方のみを支給

注2：対象児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合には20歳未満）の子及び令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれた新生児

5 今後のスケジュール

ひとり親世帯分		ひとり親世帯以外の世帯分	
令和4年6月中旬	基幹系システム改修	令和4年6月中旬	市HPへ制度周知
	市HPへ制度周知	令和4年7月1日	広報たはら7月号で周知
令和4年6月17日	積極支給者へ通知		申請書受付開始
	申請書受付開始	令和4年7月上旬	基幹系システム改修
令和4年6月30日	積極支給者へ支払い	令和4年7月中旬	積極支給者へ通知
令和4年7月1日	広報たはら7月号で周知	令和4年7月下旬	積極支給者へ支払い
令和4年7月中旬	申請支給者へ支払い		申請支給者へ支払い
	以降随時支払い		以降随時支払い
令和5年2月28日	申請受付期限	令和5年2月28日	申請受付期限
令和5年3月31日	事業完了	令和5年3月31日	事業完了

6 財源

国庫補助金（補助率10/10）